

交 総 第 8 2 1 号

平成30年9月27日

一般社団法人 埼玉県トラック協会

会長 鳥居 伸雄 様

埼玉県警察本部交通部交通総務課長

結城 弘 (公印省略)

事故防止に向けた前照灯の早めの点灯について (依頼)

貴協議会におかれましては、平素から、交通事故防止活動を積極的に推進していただき、厚くお礼申し上げます。

さて、6月1日から県警察では、「きらめき3H(トリプルエイチ)運動」を推進しているところ、加えて全国一斉で展開される平成30年秋の全国交通安全運動における活動を通じて、交通事故抑止対策を強力に推進しているところですが、9月24日現在交通事故死者数127人、昨年よりプラス8人であり、交通事故死者数は全国ワースト2位と、未だ、危機的状況が続いております。

このような中、これまでも「早めのライト」について、午後5時から前照灯の点灯を推進していただいているところですが、日の入り時間が早くなり、年末に向けて交通事故が増加する傾向があることから、10月1日からは、時間を早めた、

○午後4時からの前照灯の点灯

を推進していただきますよう、お願い申し上げます。

【本件担当】

埼玉県警察本部交通部交通総務課

安全対策・教育指導係

担当：齋藤

電話：048(832)0110 (内線5068)